

美里リハビリテーションクリニック訪問リハビリテーション事業所 運営規程

第1条 社会医療法人黎明会が開設する「美里リハビリテーションクリニック訪問リハビリテーション事業所」（以下「事業所」という）は指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : 美里リハビリテーションクリニック訪問リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 : 熊本県下益城郡美里町洞岳1308番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（医師）

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

- 医師 1名（常勤専任）
- 理学療法士 1名（常勤兼務）
- 作業療法士 1名（常勤兼務）

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：祝日を除く月曜日から金曜日
但し、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分
- (3) サービス提供時間：午前9：00分から午後5時00分

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表(重要事項説明書)によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領分以外のサービスである時は、介護報酬告示上の額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域

美里町、山都町(旧矢部町)

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

令和7年4月1日 改定